議案第１５０号

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部改正について

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和元年１２月３日提出

上越市長　　村　山　秀　幸

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例の一部を改正する条例

上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例（平成２５年上越市条例第４３号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号イを次のように改める。

イ　商業地区のうち新幹線の軌道の東側区域に新設する施設等であって、当該区域に存する土地の使用収益開始日のうち最後の日から５年を経過する日までに事業の用に供するものであること。

第３条第１項第１号イ(ｱ)から(ｳ)までを削る。

附　則

（施行期日）

１　この条例は、令和２年４月１日から施行する。

（経過措置）

２　改正後の第３条第１項の規定は、この条例の施行の日以後に申請がある対象事業者の認定について適用し、同日前に申請があった対象事業者の認定については、なお従前の例による。

３　この条例の施行の際現に改正前の上越市北陸新幹線上越妙高駅周辺地区における企業等の立地の促進に関する条例（以下「改正前条例」という。）第３条第１項の規定により対象事業者の認定を受けている者であって、奨励金の交付を受けているものに関する対象事業者の認定の取消し及び交付した奨励金の全部又は一部の返納については、改正前条例第３条第１項の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。